

・役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士でもある従業者の異動の場合は【様式第三号の四】宅地建物取引業者名簿
記載事項変更届出書と併せて、それ以外の従業者の異動の場合は単独で提出。

長崎県知事 様

免許番号 長崎県知事（ 3 ）第 0000号

主たる事務所の所在地 長崎県長崎市尾上町3-1-6F

商号又は名称 株式会社 県庁不動産

代表者氏名 代表取締役 長崎 太郎

電 話 (095) 894-3094

本店

宅地建物取引業従業者異動届出書

- ・代表取締役・代表者…代表
- ・専任の宅地建物取引士…専取
- ・政令使用人…政令
- ・その他の者…総務、人事、営業、経理、財務、営業事務、企画等

下記のとおり従業者に異動があったので、宅地建物取引業法施行細則第19条の規定により届け出ます。

年月日	異動内容	氏名	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	備考
H30.4.28	異動	長崎 太郎	S50/11/11	080401	代表	取締役から代表取締役となる。
H30.4.28	退任	長崎 一郎	S32/3/15	050401	代表	代表取締役から外れ、 従業者からも外れる。
H30.4.28	退職	長与 道代	H1/10/10	050403	営業	
H30.4.28	異動（出）	諫早 誠	H3/12/12	100301	政令使用人・専取	本店から佐世保支店へ異動。

（注）異動内容欄には、採用、退職、部門替え（入）、部門替え（出）等を記入すること。

（注！）登録に必要な実務経験について、営業等以外の一般管理業務や、その他の補助的な業務は実務経験期間に算入できない。

長崎県知事 様

免許番号 長崎県知事（ 3 ）第 0000号

主たる事務所の所在地 長崎県長崎市尾上町3-1-6F

商号又は名称 株式会社 県庁不動産

代表者氏名 代表取締役 長崎 太郎

電 話 (095) 894-3094

佐世保支店

宅地建物取引業従業者異動届出書

下記のとおり従業者に異動があったので、宅地建物取引業法施行細則第19条の規定により届け出ます。

年月日	異動内容	氏 名	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	備 考
H30.4.28	異動（入）	諫早 誠	H3/12/12	100301	政令使用人・専取	本店から佐世保支店へ異動。

「従業者証明書番号」は宅地建物取引業務に従事ようになった年月をその西暦下二桁と月二桁（一桁の場合は前に“0”をつけて）4桁の数字を作り、その後に従業者に重複がないように付した番号をつけて6桁の番号をつけること。
（例）平成6年4月からの従事で、従業者番号が05の場合
西暦1994年4月→9404、従業者ごとの番号→05
したがって“940405”となる。

「宅地建物取引業に従事するもの」
・代表者
・営業に従事するもの
・常勤の役員
・宅建業にかかる一般管理部門に所属するもの（総務・経理担当者等）
補助的な事務に従事するもの 等
※他の業務と兼業している場合で、宅建業が副次的な場合は、宅建業に従事するものについてのみ記入。
※役員で他の業務を担当していても、宅建業に携わる場合は記入。
※非常勤の役員、監査役及び一時的に事務を補助するもの（アルバイト等）は該当しない。

（注）異動内容欄には、採用、退職、部門替え（入）、部門替え（出）等を記入する